

子ども見守り家庭訪問

市では、子供の健やかな成長と、子育ての孤立化防止のために、乳児がいるすべての世帯を市職員などが訪問し、子育てに関する相談や情報提供のほか、地域での暮らしを支援する民生委員・児童委員の紹介も行っています。

令和7年12月以降に出生した乳児がいる世帯で、新生児訪問を受けていない場合は乳児家庭訪問を行います。

※11月以前に出生した乳児がいる世帯は、新生児訪問の有無にかかわらず、3月末までに地域の民生委員・児童委員が訪問。

問家庭児童相談室(出口町TEL6384・1472FAX6384・1175)

